

低価法の取扱い

Q : 当社は3月決算です。棚卸資産の評価方法が4月から変わったようですが、低価法を採用している当社にとって何か気をつけなければならないことはありますか？

A : 仕入原価と正味売却価額とのいずれか低い価額を期末評価額としなければなりません。

【解説】

すでにご承知のとおり、この4月以後開始する事業年度では、棚卸資産の評価方法は、原則として仕入原価と正味売却価額とのいずれか低い価額をもって期末評価額とする会計基準が強制適用されており、税務においても、評価方法に低価法を採用する場合には、仕入原価と時価(正味売却価額)を比較して、いずれか低い価額を期末評価額とすることとしています。

したがって、原則的には、低価法を採用している場合には、仕入原価と正味売却価額とのいずれか低い価額をもって期末評価額としなければなりません。棚卸資産の経過事業年度終了の時における再調達原価が原価法により評価した価額に満たないものであることなど、一定の要件を満たす場合には、再調達原価と取得原価と比較することも認められています。

なお、製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすいという場合には、継続適用を条件として、再調達原価(最終仕入原価を含む)によることも認められています。

